毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

告　示

○ふ化業者の登録（七九一・南部家畜保健衛生所）……1
○道路の供用開始（七九二・道路環境課）……1
○自動車専用道路の指定（七九三・道路環境課）……1
○開発行為に関する工事の完了（七九四、七九五・秋田地域振興局建設部）……2

公　告

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田県地域振興局農林部）……2
○土地改良区の役員の退任の届出（雄勝地域振興局農林部）……2

告　示

秋田県告示第七百九十一号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　登録ふ化業者

登録番号	住所及び代表者の氏名	ふ化場の名称及び所在地
平十五南第一号	社団法人　秋田県農業公社 秋田市中通六丁目七番九号 理事長　田口　章	社団法人　秋田県農業公社 比内地鶏センター 仙北郡神岡町神宮寺字海草沼谷地八番二号

二　登録年月日　平成十五年九月二十日
三　登録の有効期限　平成十八年九月十九日

秋田県告示第七百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年九月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	三百四十一号	鹿角市八幡平字蛇沢六一番五地先から六七番二地先まで

二　供用開始の期日　平成十五年十月一日
三　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
　(一)　場所　建設交通部道路環境課
　(二)　期日　平成十五年九月三十日から同年十月十四日

秋田県告示第七百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十五年九月三十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　百五号
三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
大曲市内小友字山根一二四番二から同市飯田字続橋通一九一番二まで	一二・〇〇～一三四・〇〇	三・二七〇

四　指定する期日　平成十五年十月十五日
五　指定する道路の部分を表示した図面を縦覧する場所及び期間
　(一)　場所　建設交通部道路環境課
　(二)　期間　平成十五年九月三十日から同年十月十四日まで

秋田県告示第七百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年八月二十二日付け指令秋健―三―四十七号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年九月三十日　秋田県知事　寺　田　典　城

一　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　秋田市寺内字三千刈二百三十八番地一
　株式会社こすもす秋田　代表取締役　原　田　亀　夫
二　開発区域に含まれる地域の名称
　南秋田郡天王町天王字追分百十七番四十の内

秋田県告示第七百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年八月二十五日付け指令秋健―三―四十七号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年九月三十日　秋田県知事　寺　田　典　城

一　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　南秋田郡昭和町大久保字街道下九十二番地一
　医療法人　正和会　理事長　小　玉　敏　央
二　開発区域に含まれる地域の名称
　南秋田郡五城目町字上町百二十八番の内、二百八十四番の内、二百八十五番の内、二百八十四番地先

公　告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、河辺郡下黒瀬土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年九月三十日　秋田県知事　寺　田　典　城

一　退任理事の住所及び氏名
　河辺郡雄和町下黒瀬字白根沢二百九十四番地　阿　部　三　男
　〃　〃　〃　字湯野目百六十の三番地　鈴　木　民　雄
二　就任理事の住所及び氏名
　河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目百七十九番地　池　田　重　信
　秋田市下浜八田字野田三十九番地　細　部　忠　久
三　退任監事の住所及び氏名
　河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目百六十七番地　長谷川　新太郎
　秋田市下浜楢田字上野四十四番地　佐　藤　雅　司
四　就任監事の住所及び氏名
　河辺郡雄和町下黒瀬字湯野目百六十七番地　長谷川　新太郎
　秋田市下浜楢田字上野四十四番地　佐　藤　雅　司
　河辺郡雄和町下黒瀬字町屋敷百三十番地　小助川　一　憲

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、湯沢市中央土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年九月三十日　秋田県知事　寺　田　典　城

退任理事の住所及び氏名
湯沢市相川字川口四番地　高　橋　康　一

発行者　秋　田　県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円
印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号　株式会社　松　原　印　刷　社　電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五　E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号　松　原　繁　雄

R100 古紙配合率100%